## 【平成30年7月豪雨による災害にかかる特別休暇】

事由	内容	期間
被災復旧休暇	地震,水害,火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で,勤務しないことが相当であると認められるとき	
	①職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、 その復旧作業等を行い、又は一時的に避難して いるとき	連続する7暦日の範囲内
	②職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水,食料等が著しく不足している場合で,当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	
	③単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が 滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手 当の支給を受けている職員がその復旧作業等を 行うとき	
通勤困難休暇	地震,水害,火災その他の災害又は交通機関の事 故等により出勤することが著しく困難なとき	必要と認められる期間
危険回避休暇	地震,水害,火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して,職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき(災害により職員の現住居の滅失又は破壊が予想される場合を含む)	必要と認めら れる期間
ボランティア 休暇 (常勤職員のみ)	職員が国内において自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うとき(親族に対する支援活動を除く)  ※休暇申請の際には「ボランティア活動計画書」 も提出してください	年間5日以内